

外国雑誌センター館資料収集方針

平成13年7月3日
外国雑誌センター館会議決定
改正 平成16年9月1日
改正 平成24年7月13日
最終改正 令和2年1月16日

(趣 旨)

第1条 この申し合わせは、「外国雑誌センター館運営基本方針」（平成13年7月3日外国雑誌センター館会議決定）（以下「運営基本方針」という。）第6条に基づき、外国雑誌センター館（以下「センター館」という。）が共通に適用する資料収集方針を定める。

(収集対象資料)

第2条 センター館において収集対象とする資料は、大学等での研究・教育等に必要とされ、かつ各大学等で収集及び提供が困難な外国雑誌、国際会議録、テクニカルレポート等（以下「外国雑誌等」という。）とし、電子的資料を含むものとする。

2 基本的な収集方針は、次の各号による。

- 一 大学等において未収集もしくは希少な外国雑誌等を収集する。
- 二 所蔵する大学等のみでは全国への提供が困難な外国雑誌等で、各系の特色に合ったものを収集する。
- 三 前各号に掲げるものの収集を優先した上で、学術情報基盤のセーフティネット整備の一環として、外国雑誌等のバックナンバーを収集することができる。

3 センター館は、国内での研究動向の推移に留意しつつ、国立情報学研究所の協力を得て収集対象資料の点検を実施するなど、収集対象とする資料の日本国内での収集実態並びに利用可能性等を適切に把握して、収集に反映させることとする。

(収集する外国雑誌等の優先順位等)

第3条 収集する外国雑誌等の優先順位及び購入を担当するセンター館は、各系の間及び系ごとに、協議して決定する。

2 センター館での購入は、1タイトルにつき1部とする。

(購入及び中止候補リストの作成)

第4条 新規購入候補あるいは購入中止候補タイトルのリストは、次の各号による。

- 一 創刊誌、タイトル変更誌、派生誌及び調査等の結果検討を要すると認められるタイトル等は、購入候補リストに追加する。
- 二 利用が極端に少ないタイトル及び調査等の結果検討を要すると認められるタイトル等は、購入中止候補リストに追加する。

(購入タイトルの判断基準)

第5条 購入に当たっては、購入候補リストから、次の各号に定める基準を総合的に考慮して、購入の是非を毎年決定する。

一 創刊誌

- (1) 選定の情報源は、出版者及びエージェントのカタログ並びにホームページ等での創刊誌情報、現物見本、ダイレクトメール、研究者からの購入要請等とする。
- (2) 発行頻度が日刊のもの、業界誌及びPR誌は、原則として購入対象外とする。
- (3) 新しい研究分野をカバーし、今後の利用拡大が予想できるタイトルは、積極的に新規購入対象とする等、研究動向の推移を反映させることとする。
- (4) 創刊誌は、できるだけ収集し、系によって適宜利用状況及び所蔵館数の推移等についてモニタリングを実施する。

二 タイトル変更、派生誌等

- (1) 前号の判断基準に準ずる。

三 前各号以外の理由で、調査等の結果購入を検討する必要性が認められるタイトル、例えば、抄録誌等の二次資料を調査して相当量の利用が見込まれるタイトルについては、前各号の基準を準用する。ただし、この調査ツール及び調査方法は、各系の事情を反映して系ごとに定める。

(購入中止の判断基準)

第6条 購入中止候補リストのタイトルのうち、次の各号に該当するタイトルは、購入を中止できる。

- 一 研究・教育には必要ないと思われるタイトル
- 二 想定される利用者数に比べて、利用が極端に少ないタイトル
- 三 発行あるいは入荷が思わしくないタイトル

(その他)

第7条 その他収集に関し必要な事項は、系ごとに別に定める。

附 則 この申し合わせは、平成13年7月3日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則 この申し合わせは、平成16年9月1日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則 この申し合わせは、平成24年7月13日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則 この申し合わせは、令和2年1月16日から施行し、平成31年4月1日から適用する。